

経営委員会議事録作成及び議事録等公表規程（平成 31 年規程第 21 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 2 年 4 月 1 日改正
経営委員会

新	旧
経営委員会議事録作成及び議事録等公表規程 第 1 章 総則 第 1 条 (略) 第 2 章 議事録の作成 第 2 条～第 3 条の 2 (略) 第 3 章 議事録等の公表 第 4 条 第 1 項～第 3 項 (略) 4 経営委員会において用いた資料のうち、次の各号に掲げるものについては、経営委員会開催後遅滞なく公表する。 (1) (略) (2) (略) (3) 経営委員会規程別表第<u>9</u>に規定され、経営委員会において議決されたもの (4) (略) 第 5 条～第 6 条 (略) 第 4 章 雑則 第 7 条～第 8 条 (略) 附 則 (略)	経営委員会議事録作成及び議事録等公表規程 第 1 章 総則 第 1 条 (略) 第 2 章 議事録の作成 第 2 条～第 3 条の 2 (略) 第 3 章 議事録等の公表 第 4 条 第 1 項～第 3 項 (略) 4 経営委員会において用いた資料のうち、次の各号に掲げるものについては、経営委員会開催後遅滞なく公表する。 (1) (略) (2) (略) (3) 経営委員会規程別表第<u>6</u>に規定され、経営委員会において議決されたもの (4) (略) 第 5 条～第 6 条 (略) 第 4 章 雑則 第 7 条～第 8 条 (略) 附 則 (略)

附 則（令和 2. 4. 1 改正）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 3 月 9 日から適用する。